

教育委員会 平成23年度 3月定例会会議録

○日 時 平成24年3月7日(水) 9時30分開会、11時25分閉会

○場 所 鎌倉市役所 811会議室

○出席委員 林委員長、朝比奈委員、下平委員、山田委員、熊代教育長

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について

イ 世界遺産登録に関する準備状況について

ウ 行事予定(平成24年3月7日～平成24年4月30日)

- 2 議案第34号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 議案第35号 鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 議案第36号 鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 議案第37号 鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 議案第38号 鎌倉市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について
- 7 議案第39号 鎌倉市スポーツ施設条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 8 議案第40号 鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 9 議案第41号 鎌倉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 10 議案第42号 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則の制定について
- 11 議案第43号 鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 12 協議事項 平成24年度鎌倉市学校教育指導の重点について

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配布したとおりである。

後ほど課長等報告で世界遺産登録に関する準備状況についてがあるが、この件について事務局から、市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させているので御承知おきいただきたい。

また、日程第2 議案第34号から日程第7 議案第39号に関しては、組織の見直しにかかる規則の一部改正の議案と廃止の議案となっているので、一括して議題としたい。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

林委員長

教育委員として2月21日の初任の研修に山田委員と朝比奈委員と参加してきた。1年間の振り返りということで課題など初任の先生方のディスカッションを聞いて、課題の確認や問題点を参考にさせてもらった。翌2月22日、深沢小学校の授業づくり実践研究会に参加した。学芸大学の高尾准教授による授業の実践等について見させてもらった。気づき、発見が多くあり他でも使える事が含まれていた。市議会並びに文教常任委員会の質疑等への対応お疲れ様でした。報告等についてまたお願いしたい。

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長等報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について

林委員長

報告事項のア国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について報告をお願いする。

文化財課長

議案集 1 ページ及びお手元資料をご参照いただきたい。

史跡永福寺跡は本市二階堂に位置し、源頼朝が奥州合戦で犠牲となった源義経や奥州藤原氏等の御霊を鎮めるために建立した寺院跡であるとされている。

本事業は本市実施計画事業として、歴史教育の場を提供することを目標にして、史跡の中心となる二階堂・薬師堂・阿弥陀堂の「三堂」の基礎となる基壇や、苑池の復元整備に取り組んでいるものである。

資料 1 ページの事業経過概要をご参照いただきたい。昭和 41 年に史跡指定を受けた後、本市教育委員会は昭和 53 年 3 月に「保存管理計画策定書」を策定し、昭和 57 年には「史跡永福寺跡整備委員会」を設置している。また、昭和 58 年度から平成 8 年度にかけて実施した発掘調査の成果等を元に、同整備委員会と国・県の指導・助言を受けて、平成 9 年度に史跡永福寺跡保存整備基本計画を策定している。

2 ページには、史跡指定範囲と公有地化している状況等を踏まえて、現在「保存整備基本計画」を基に、環境整備事業を進めている区域の範囲を示している。なお、本事業が本市で初めての史跡復元整備工事であり、今後、本格的な史跡復元に着手する段階となる状況を勘案して、平成 22 年度からは文化財課が工事原課となり、庁内に土木・造園関係の技術的協力を得る体制を整えて整備工事を進めている。

3 ページは、史跡永福寺跡整備委員会の委員でもある湘南工科大学の長澤教授の協力を得て作成した復元整備予想図で、4 ページの図は復元整備区域全体の実施設計平面図である。このうち植生保存地区と示している部分については、5 ページの植生保存地区整備計画平面図に沿って今年度末までに同地区を公開できる状況にできる見通しとなっている。

なお、復元整備予想図は平成 19 年度の段階での整備計画を基にしたもので、長澤先生には修正をお願いしている。

次に、今後の事業工程の概要をご説明する。6 ページは、現在、進めている事業工程である。基本的な考え方を発掘調査の成果等を十分に反映して事業を進める、史跡の公開によりその意味・重要性を市民と共有する、着実な事業進捗を図る、早期公開に視点を置くとして、公開をめざしているものである。今後、国・県との調整、補助金交付等の状況による変更もあると考えているが、この工程に沿って平成 24 年度は三堂基壇の復元、25 年度と 26 年度は苑池復元、27 年度は苑池周辺整備を行いたいと考えている。また、本年 3 月末には今年度の文化財めぐり会場として活用し、地域の方々をはじめ広く市民に史跡永福寺跡の意味・重要性と、今後の整備事業についてご説明をしたいと考えている。

質問・意見

朝比奈委員

このような事業がこれから進むにつれ、土木関係の車両が狭い道を行き来することへの

住民の理解と観光者への安全管理を徹底してほしいと思う。また、後に公開に至ってから
も大勢の人が来るということで付近住民からの苦情も出てくると思われるので引き締めて
いってほしい。

(報告事項アは了承された。)

イ 世界遺産登録に関する準備状況について

林委員長

次に、報告事項のイ世界遺産登録に関する準備状況について報告をお願いする。

世界遺産登録推進担当担当課長

議案集の2ページから3ページをご参照いただきたい。

昨年9月の当委員会において、推薦書案における資産の概要等についての説明をさせて
いただくとともに、9月1日に開催された国の文化審議会 文化財分科会 世界文化遺産特
別委員会において、今年度「武家の古都・鎌倉」を世界文化遺産に日本国として推薦して
いくことが了承されたことを報告させていただいた。

本日は、本年9月以降の経過と今後の予定について説明させていただく。

その後の経過だが、議案集3ページ「世界文化遺産推薦に係るこれまでの経過と今後の
予定」をご覧いただきたい。資料に記載のとおり推薦書暫定版の提出については、昨年9
月1日に開催された文化審議会 文化財分科会 世界文化遺産特別委員会、16日開催の文
化審議会 文化財分科会及び22日開催の世界遺産条約関係省庁連絡会議において、それぞ
れ了承され、推薦書暫定版が9月末に国からユネスコ世界遺産センターへ提出された。

また、推薦書正式版の提出についても、記載のとおり、1月12日、20日、25日に
開催された推薦書暫定版の提出の際と同じ委員会等において了承され、この度、「武家の古
都・鎌倉」の推薦書正式版が国から世界遺産センターへ提出された。提出日は日本時間1
月27日(金)午前1時頃と聞いている。これにより「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登
録に向けた国内の手続きは終了し、ユネスコにおける手続きが開始されることになる。

今後の予定だが、今年の夏から秋頃にイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査が
実施され、来年(平成25年)の5月頃にはイコモスからの勧告が出され、7月頃には、世
界遺産委員会による審査となり登録の可否が決定することとなる。

以上が、9月以降の経過と今後の予定だが、提出された推薦書についてはユネスコにお
いて登録が決定するまでは非公開とされていることから、推薦書そのものを公開するこ
とはできないが市民の皆様へは推薦書の概要をお知らせする必要があると考えている。

鎌倉市では、既に昨年10月15日号の広報かまくらに概要を掲載するとともに、提

出された推薦書の内容に基づくパンフレットの改訂作業を行い、本日、お手元にお配りしたので後でご覧いただきたい。

また、4 縣市推進委員会では、今後、海外からのアクセスが増えることを想定し、日本語、英語対応のホームページの作成に着手するとともに、鎌倉世界遺産登録推進協議会においては「武家の古都・鎌倉マップ」の改訂及び新たな啓発パネルの作成作業を進めており今年度中に完成する予定となっている。

これまで、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録については、4 縣市を中心に国際専門家会議の開催や推薦書の記述の精査など、世界を意識した推薦書の完成に邁進してきたが、今回、課題であった推薦書の提出という大きな節目を迎えることができた。

これもひとえに、当委員会をはじめ、市民、関連社寺、関係機関のご理解・ご協力の賜物と考えている。

今後、当面は、世界遺産登録に向けた大きなハードルであるイコモス調査に対応すべく、文化庁をはじめ、関係機関と準備を進めたいと考えているので、引き続き、ご理解・ご協力をいただくようお願いしたい。

質問・意見

下平委員

先日、ユネスコの関係者とお目にかかった時に、平泉が一度だめだった理由を伺ったところ、ユネスコの本来的な考え方からその神社、仏閣等に価値があるということよりも、自然とか人々との共生ということに非常に重点を置いているということで、プレゼンの度ごとにそこに力点をおいたほうがよいと聞いた。

鎌倉の中のユネスコの団体との関係はどうなっているか。

世界遺産登録推進担当担当課長

自然との共生ということだが、当初、国指定史跡二十数箇所ということで構成しようと考えていたが、国際会議をやっていく中で、鎌倉は山が大切ということで山を資産に含ませてもらい、社寺と歴史的遺産が山と一体となっているコンセプトで推薦書を作らせていただいている。あと、ユネスコの関係だが、日本ユネスコ協会の方々、鎌倉ユネスコ協会の方々とは連絡をとっており、イコモス調査の時も日本ユネスコ協会の方が調査員とは別に同行されると聞いている。

下平委員

鎌倉に元々ある団体や関係者との縁を大切に係わっていったほうがよいと考える。

世界遺産登録推進担当担当課長

世界遺産に関する啓発活動については、市民団体・学校関係・社寺の関係等の90弱の団体に入っている鎌倉世界遺産登録推進協議会で、イベントなど啓発活動を行っている。その団体の方々に加え、今後の資産管理を考えボランティアの方々との協議を開始しているところだ。

朝比奈委員

世界遺産登録の目標が二転三転しているようだが、イタリアのある財団の方から世界遺産登録についてのお話を伺ったところ、建物の形が残っているということよりも、精神的に現在に活かされているということが大切なことと気付かされた。鎌倉は残念ながら昔からのものが形としてあまり残っていないが、世界遺産登録については大丈夫ではないかと思っている。

鎌倉市の主張を先方に伝えるにあたり、日本語から英語に訳される段階で精神的な部分がきちんと訳されているのか、ニュアンスが伝えられるのか心配である。

林委員長

通訳、その他で特別な配慮はどうなっているのか。

世界遺産登録推進担当担当課長

今まで4回の国際会議を行ってきた中、第4回目の会議については英訳を提示して単語の理解など意見をもらい確認をしたこととしている。精神的なものについてだが、世界遺産の基本は不動産ということなので、説明の基本は不動産としての内容となるが、武家文化・武家精神が生まれたということが我々の生活と心に反映しているということは伝えたいと思っている。

山田委員

登録までのプロセスは説明にあったとおりでと思うが、登録後のことを心配に思う。世界中からの観光客への対応について観光協会等との連携によってインターナショナルにお客様を迎えられるような体制作りを関係機関で連携して考えていただきたい。

世界遺産登録推進担当担当課長

世界遺産の推薦が決まり、その様なお話しは承知している。交通渋滞や観光客の問題は鎌倉に以前からあった問題で市民の方も心配しているところであるので、庁内の関係部長からつくる「世界遺産のあるまちづくりの検討推進委員会」を設けて協議を開始している。観光客については、増えるのかなど分からないところが実際に、他の場所を見てみると一時的に増えて戻るところ、変化がないところと色々な状況がみられている。鎌倉につ

いては、テレビに出ていたり、二千万人近い観光客が来ているということで減少については考えられない。今まで人が来ていなかった切通しや館跡などへ、人の流れが若干変わるかもしれないと思っている。海外から来られる人への対応については観光部署と調整しているが、過去からの課題であるので一気に解決するのは難しいと思われる。

林委員長

市長部局との組織改正によって鎌倉の世界遺産登録というのは教育委員会に係わらなくなるのか。

世界遺産登録推進担当担当課長

世界遺産登録推進担当は市長部局に残るということになる。今後のイコモスに向けての整備とか今後の保存等があるので、世界遺産登録推進担当の職員は文化財課を兼務し、文化財課の職員も一部、世界遺産登録推進担当を兼務するという事で連携していく考え方である。

下平委員

世界遺産登録されてよかったと思われることが必要かと思う。そのために海外の方に人がでるようなグッズ、宿泊のことでホテル関連のことなどについて真剣に進めていただければ鎌倉の未来のためになると思う。

世界遺産登録推進担当担当課長

ホテル等宿泊場所について今後どうしていくかについては、審議会等でも質問いただいて認識している。今後の世界遺産登録については、貴重な歴史遺産を後世に守り伝えることが基本で、まちづくりのきっかけとかまちづくりの芯になることを願う思いで市として進めている。二次的な効果として経済的に潤うということではないか。基本的には世界遺産登録のあるまちづくりが市民にプラスになることとして進めている。

朝比奈委員

鎌倉市は古いものが残っていることもなく、街並みも乱雑なままで嘆かわしいですねと言われる。ひるがえって考えると、過去に商業が栄えたわけでもないし、古い街並みを整えた時代もなかったのではないか。ならばこそ、古いものを大切にしながら、これから新しい街並みを作っていくのが大切なのではないかと思っている。子ども達が誇らしく語れるように、古いものに立ち返るばかりでなく新しいものをこれから造っていくという事でいいのではないかと思う。

世界遺産登録推進担当担当課長

鎌倉は市街化をしているが、史跡の中に入ると静寂な空間が広がっている。市民が実際に生活されているので、規制する方法はよくないと思う。市民と歴史的遺産が共生していただくということが大切である。

若宮大路も市街化されているが昔の基軸が残っており、亀ヶ谷坂についても現在、舗装されているが昔と同じように通行されているということで、形は変わっても残されているものは沢山あると思う。社寺についても当時の建物はなくてもいいが、同じような材料で今も引き継がれているということを今後も継続していきたい。

山田委員

鎌倉は歴史の中で南宋の文化を取り入れるなど国際的な位置づけや禅が日本へ入ってきた場所、というような意味が市民生活にどれ位のその精神性が根づいているか、今後の教育と絡めて子ども達に授けていけることなのではないかと思う。また、これを機に経済効果を狙うのであれば、鎌倉の子ども達が雇用に結びつくようにすることで、鎌倉をベッドタウンではなく、鎌倉に残って仕事をしたいと思えるようにしていければよいと思う。

世界遺産登録推進担当担当課長

おっしゃるとおり、世界遺産は次の世代へと引き継いでいかなければならない。そこで、学校での学習は大事と思っている。現在、推進協議会の方で啓発活動をしているが、子ども達に武家の古都かまくらをどう伝えていくかが課題であり、学校との連携が大切と思っている。

(報告事項イは了承された。)

ウ 行事予定(平成24年3月7日～平成24年4月30日)

林委員長

報告事項のウ行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば願います。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

2点ほどご紹介する。行事予定表4ページの中段、かまくらこどもコンサートが3月24日に入場無料で芸術館小ホールで開催される。鎌倉ジュニアオーケストラ、リコーダーのこども達がコラボレーションするというコンサートである。もう1点は7ページで、文化財めぐりが3月28日に史跡永福寺跡で行われる。

林委員長

小中学校の卒業式にお伺いしたいと思っている。子ども達を見させていただき、先生方の話も聞かせていただき、我々も先に繋がるようなものを見つけていきたいと思う。

(報告事項ウは了承された。)

- 2 議案第34号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 議案第35号 鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 議案第36号 鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 議案第37号 鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 議案第38号 鎌倉市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について
- 7 議案第39号 鎌倉市スポーツ施設条例施行規則を廃止する規則の制定について

林委員長

次に日程の2、議案第34号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、日程の3 議案第35号「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、日程の4 議案第36号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」、日程の5 議案第37号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、日程の6 議案第38号「鎌倉市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について」、日程の7 議案第39号「鎌倉市スポーツ施設条例施行規則を廃止する規則の制定について」以上6件を一括議題とする。

それでは、事務局から議案の説明についてお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

只今、一括議題となっている日程第2 議案34号から日程7 議案第39号まではいずれも組織の見直しに係るものである。順次、その内容についてご説明する。

まず、日程第2 議案第34号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」主な内容を説明する。議案集その2の5ページをご覧ください。

改正内容については新旧対照表を基にご説明する。

第3条中、「教育総務部」を「教育部」へ、「生涯学習部」を「文化財部」へ改めると共に、スポーツ課等が市長部局へ移管されることにともない、「生涯学習課」「総務担当」「スポーツ課」「スポーツ担当」を削除する。

また、文化財課に新たに「史跡担当」、「博物館機能等整備推進担当」の2担当を加える。

6 ページをご覧いただきたい。第 4 条の教育総務課の事務分掌中、教育プランと生涯学習プランの二つをもって鎌倉市の教育振興基本計画とするため、第 6 号中の「教育プラン」を「教育振興基本計画」と改める。

7 ページをご覧いただきたい。生涯学習に関する事項、社会教育に関する事項が教育総務課の所管となることから、第 2 1 号から第 2 8 号を新たに加えるものである。

9 ページから 1 0 ページにかけては、生涯学習課とスポーツ課の事務分掌の規定となるが、生涯学習課の規定については教育総務課の事務分掌に規定すること、また一部に関しては市長部局へ移管されること、スポーツ課についてはスポーツ課が市長部局へ移管されることから削除するものである。

議案集その 2 の 1 1 ページをご覧いただきたい。

新たな機構では文化財課が文化財部の総務担当を行うことからその旨の規定を、博物館機能等整備推進担当の事業を新たに所管することに伴い、第 1 号から第 8 号にかけての事項を加えるものである。

第 5 条に関しては、課に担当課長が置かれることに伴い、担当課長の文言を加える。

1 2 ページの第 3 項をご覧いただきたい。

生涯学習課に配置されていた社会教育主事が教育総務課に配置されることに伴い、「生涯学習課」を「教育総務課」に改めるものである。

第 1 0 条の中央図書館は、生涯学習部から教育部へと移管されることに伴い、「生涯学習部に属する」を「教育部に属する」と改める。また、第 2 項において、市史編さん業務を補助執行することに伴い、「及び奉仕担当」を「、近代史資料担当及び資料サービス担当」と改める。

議案集その 2 の 1 4 ページから 1 6 ページをご覧いただきたい。

第 1 2 条の鎌倉生涯学習センターは、生涯学習部から教育部へ移管され、教育総務課の一つの担当と位置づけられることに伴い、「生涯学習部生涯学習課」に属するを「教育部教育総務課」に属すると改め、名称も「生涯学習センター」とするものである。また、各地区館の規定については削除する。

1 7 ページをご覧いただきたい。

第 1 4 条に関しては、鎌倉国宝館の設置条例を名称変更したことに伴い「鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例」を「鎌倉国宝館条例」と改めると共に、組織の見直しにより、鎌倉国宝館が文化財部の所管となることから「生涯学習部」を「文化財部」と改める。

また、新たに、博物館資料の特別利用料を徴収することとしたので、第 1 4 条第 3 項第 1 号の「観覧料」を「観覧料及び博物館資料の特別利用料」と改める。

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものである。

続いて日程第 3 議案第 3 5 号「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案の理由をご説明する。

議案集 1 0 ページの新旧対照表をご覧いただきたい。

第2条第2項中の「暇」を地方自治法の例にならい「時間的余裕」に改める。

第3条第1項第3号には、スポーツ推進委員の委嘱等に関する規定だが、組織の見直しによりスポーツ課が市長部局へ移管されることに伴い、この事項を削除するものである。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

続いて、日程第4 議案第36号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明をする。

議案集の14ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項については、組織の見直しに伴い、スポーツに関する事務、鎌倉市文学館に関する事務、鎌倉市鍋木清方記念美術館に関する事務が市長部局へ移管されることから、教育委員会の管理に属する施設から鎌倉文学館、鎌倉市鍋木清方記念美術館、鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館、見田記念体育館、鎌倉海浜公園水泳プールを削除するものである。

議案集の15ページをご覧ください。

第3条別表に関し、第2条と同様に市長部局へ移管される施設を削除するとともに、鎌倉生涯学習センター及び4つの学習センターが教育部教育総務課へ移管されることから、管理責任者を生涯学習課長から教育総務課長へ変更するものである。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

続いて、日程第5 議案第37号「鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明をする。

議案集18ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条の表に関しては、組織の見直しに伴い、教育総務部が教育部へと名称が変わることから教育総務部長を教育部長に改めるものである。

第3条別表に関しては、これまで生涯学習課で管理を行っていた鎌倉市教育長印（番号入）の管守者を生涯学習課長から文化財課長へ変更すると共に、教育部へ置かれることとなった鎌倉市吉屋信子記念館の記念館印と記念館長印の管守者を生涯学習課長から教育総務課長へ変更するものである。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

続いて、日程第6 議案第38号「鎌倉市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について」提案理由の説明をする。議案集の19ページから20ページをご覧ください。

組織の見直しに伴い、鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が公布されたことを受け、鎌倉市スポーツ推進委員に関する規則を廃止するものである。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

続いて、日程第7 議案第39号「鎌倉市スポーツ施設条例施行規則を廃止する規則の制定について」提案理由の説明をする。議案集21ページから22ページをご覧ください。この規則に関しても、組織の見直しに伴い、鎌倉市教育に関する事務の職務権限の

特例に関する条例が公布されたことを受け廃止するものである。この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第38号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第39号は原案どおり可決された)

8 議案第40号 鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

林委員長

議案第40号「鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案説明についてお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

日程第8 議案第40号「鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明をする。

議案集その2の22ページの新旧対照表をご覧ください。第13条の、「必要」を「必要がある」と改めるなど、13条以降の条項、見出しにおいて文言の整理を行った。

議案集その2の24ページをご覧ください。第39条の投票に関する規定についてだが、第1項では投票方法を「無記名」と標記するとともに、第2項で具体的な投票方法を、第3項では投票用紙の様式を定めた。なお、この規則については公布の日から定めようとするものである。

質問・意見

林委員長

投票による表決というと具体的にどの様な事例・事案があるのか。

教育総務部次長兼教育総務課長

会議規則では基本的には起立採決あるいは挙手採決という規定になっているが、簡易採決でもかまわないとされている。採決を行う場合、その内容によっては投票による採決となるが、具体的な投票の方法についての規定が規則の中に記されていないため、その部分を定めるものである。

事案については、委員長が投票による採決と決められた場合には、投票による採決もできるということである。

林委員長

原則は投票による採決であるが、今までは簡易的な採決を行っていたということか。

教育総務部次長兼教育総務課長

原則は起立採決または挙手採決である。

下平委員

基本的には文言の整備で大きな変更はないようだが、17条で「前回会議録の承認」というのがなくなっているが、以前は前回会議録の承認がなされていたということか。

教育総務部次長兼教育総務課長

実際この委員会の中で会議録の承認ということは行われていない。会議録については作成され次第、委員長と会議録署名委員の署名をいただくこととしており、その折に内容の確認もしていただいている。

林委員長

今後、教育委員の入れ替え等の時に、この規則全文をお渡しいただくとよいと思う。今まで目を通したことがなかったのでお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

関係する条例・規則については、まとめてお渡ししたいと思っている。

(採決の結果、議案第40号は原案どおり可決された)

9 議案第41号 鎌倉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

林委員長

議案第41号「鎌倉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案説明についてお願いします。

教育指導課長

日程第9 議案第41号「鎌倉市就学指導委員会規則の一部改正を改正する規則の制定について」提案理由を説明する。議案集の23ページから28ページをご参照いただきたい。

鎌倉市就学支援委員会条例の制定に伴い、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、現行の鎌倉市就学指導委員会規則を鎌倉市就学支援委員会条例施行規則と名称変更し、その内容を一部改正しようとするものである。その内容は、25ページからの新旧対照表を基に説明する。

第1条は、鎌倉市就学支援委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める規定とする。

第2条及び第3条は削除する。第4条の見出しを「委員長等」に改め、同条第1項中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に改め、同条第2項中「会長」を「委員長」に改める。26ページに移り、同条第3項中「副会長は会長を補佐し、会長に事故がある」を「副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた」に改め、同条を第2条とする。第5条を削除する。第6条第1項中「会長」を「委員長」に改め、同条第3項を削り、同条を第3条とする。第4条として、会議の非公開について規定する。

第7条第2項中「会長及び会長」を「委員長及び委員長」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。第7条として、新たに必要に応じて委員会に設置する部会についての規定を設け、第9条は削除し、第10条を第8条とする。第11条中「会長」を「委員長」に改め、同条を第9条とする。なお、この規則は、平成24年4月1日から施行するものとする。

質問・意見

山田委員

鎌倉市就学支援委員会について、年間何回くらい開催しているのか。

教育指導課長

年間5回ほど行っている。

下平委員

第3条について削除となっているがどうしてか。

教育指導課長

別に条例で定めたためである。

(採決の結果、議案第41号は原案どおり可決された)

10 議案第42号 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則の制定について

林委員長

議案第42号 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則の制定についてを議題とする。議案説明についてお願いします。

教育指導課長

議案第42号 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則の制定について提案理由を説明する。議案集の29ページから30ページをご覧ください。

鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定に伴い、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則を制定しようとするものである。

制定する規則の内容は、第1条で規則制定の趣旨を、第2条で委員長等に関する規定を、第3条で委員会の会議の招集、定足数等に関する規定を、第4条で会議は原則非公開とする旨の規定を、第5条で委員会に各教科の専門的事項に関する資料を作成させるため調査員を置くことができる旨の規定を、第6条で、委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する旨の規定を、第7条で、この規則に定めるもののほかに委員会の運営に関し必要な事項があるときは、委員長が委員会に諮って定める旨をそれぞれ規定する。

なお、この規則は平成24年4月1日から施行するものとする。

また、鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定に伴い、従前、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則により定められていた委員報酬の額については、地方自治法第203条の2第4項の規定により、条例で定める必要があることから、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定する。これに伴う手続きは総務部職員課に依頼している。

質問・意見

林委員長

報酬に関することについては、教育委員会での対応はないのか。

教育指導課長

職員課で行うこととなっている。

林委員長

委員長・副委員長の選任についての規定は条例になるのか。

教育指導課長

規則になる。

(採決の結果、議案第42号は原案どおり可決された)

11 議案第43号 鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

林委員長

議案第43号 鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。議案説明についてお願いします。

鎌倉国宝館副館長

議案第43号 鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明をする。議案集の31ページをご参照いただきたい。

本施行規則の基条例である「鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例」の改正に関しては、本委員会1月定例会で議決を受け、市長に対し条例改正の申し入れをしているところだが、本条例の改正に伴い、施行規則について必要な改正を行おうとするものである。

改正内容については、新旧対照表をご参照いただきたい。

まず、題名だが改正条例に合わせ「鎌倉国宝館条例施行規則」に改める。

次に、第4条について観覧料の減免に関し、ただし書きを設け「鎌倉フリー環境手形」「七里ガ浜パーク&レールライド」等、減免要綱により観覧料の割引を実施しているものの取扱いについて条文の整備を図ろうとするものである。

第5条第4項は、博物館資料の特別利用にあたり、利用料が生ずる場合における決定通知に関する事項を定めるものである。

第5条の2は新たに設ける条文だが、博物館資料の特別利用について利用料の制度を設けることから、公的な利用、学校教育に関連する利用などについて、利用料の減免に関する規定を設けようとするものである。

第7条については博物館資料の特別利用料の新設に伴い、新たな様式を作成するため、

様式番号の変更を行うものである。

(採決の結果、議案第43号は原案どおり可決された)

12 協議事項 平成24年度鎌倉市学校教育指導の重点について

林委員長

日程の12 協議事項「平成24年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。協議事項の説明についてお願いします。

教育指導課長

本市の学校教育の重点項目を明確にするため作成している「平成24年度学校教育指導の重点」の原案がまとまったので、ご説明する。

平成24年度は、平成23年度の小学校に続き、中学校が新学習指導要領の全面実施の年となる。小中学校ともに新学習指導要領の趣旨の理解を図り授業の中で実践していくことが平成24年度の最重点項目と考えている。「3つの柱」は変更ない。

「重点項目」については、構成・考え方は基本的に大きな変更はないが、「1 安全・安心が確立した学校づくり」については、本年度東日本大震災後、本市教育委員会において「地震対応マニュアル」を策定し、各学校では「学校防災計画」の見直しをして災害への備え、学校の安全確保を図ってきた。

平成24年度は、さらに防災教育を通じて児童・生徒が「自分の命は自分で守る」という意識を高める指導の徹底を図り、安全・安心が確立した学校づくりを目指したいと考えるものである。そのような観点から文言等を修正・追加し、網掛けの部分が修正箇所となる。

「2 一人ひとりを大切にする教育の推進」については、教育的ニーズのある児童生徒すべてに対応するという点で、「特別支援教育の充実」という言葉を外した。

「3 基礎的・基本的な知識・技能の習得とわかる授業・楽しい授業の創造」については、先ほども申したが、新学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりという点で最重点課題と考えている。

各学校では児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに活用する学習活動・探究的な活動をさらに推進しなければならない。

新学習指導要領の趣旨の理解を図り授業の中で実践し、日々の授業改善をしていくために、校内研究やお互いの授業を見せ合うなどして、教師の授業力の向上を図っていく必要があると考えている。

3つの*マークは順位を表しているわけではないが、「基礎・基本の習得と活用・探究」

を強調して1番目にもってきた。

「4 豊かな心と健やかな体づくり」は、変更ない。

「5 家庭・地域との連携を強化し信頼される学校づくり」については「学校評価」、「学校評議員制度」については各学校・地域にて定着してきていることから、「教育活動の点検」という言葉に変え項目の文言も「連携の強化」とした。

「6 教職員の資質向上への取組」については、2つ目の*マーク「教職員一人ひとりが危機管理能力を身に付けるとともに、組織としての学校力向上に努める。」を追加した。

この学校教育指導の重点は、本日ご協議いただき修正の後、平成24年度4月定例校長会に報告後、全教職員に配付し、その周知を図る予定でいる。

以上が、「平成24年度鎌倉市学校教育指導の重点」の概要である。

質問・意見

下平委員

これは意見だが、家庭や地域・学校という周りが「子育て」を行うだけでなく、子どもが自ら成長できるような「子育て」という指導も大切と考える。

朝比奈委員

これも意見だが、災害時において学校は重要な避難場所となるので、災害時に備えた準備等をしっかりされるべきと考える。

山田委員

4番の豊かな心と健やかな体づくりに関係すると思われるが、日常、当たり前にしてもらっていることが本当は当たり前ではないということを教えてほしいと思う。

教育指導課長

道德教育の充実を図る中で取り組んでいきたい。

林委員長

6番目の教職員の資質向上への取組においては、危機管理能力の取得は重要と考える。

また、これらの内容がきちんと進められているのか確認が必要ではないか。項目ごとにチェックができるアセスメントを作成してもよいと考える。

熊代教育長

小学校では1年ごとに担任の先生が変わることから、考え方の違う先生の考えが植えつけ

られてしまうところがある。小中連携教育の意味はこのようなことを変えられるところにもあると考える。

林委員長

価値観の共有化は大切と考える。

熊代教育長

今回の重点目標はとてもよく出来ている。

林委員長

これらの内容について学校現場で話し合われているのか見てみたい。

下平委員

指導育成・保護養育の育て方を学校・家庭で行うことで、自立した子の育ちが妨げられることもあると思う。

朝比奈委員

今の幼稚園は、幼稚園バスで遠方から来る子もいるため、全員揃って園での生活を始められない状況があるようだ。よって、規律を知らないまま育ってしまう現象がみられるようだ。

教育指導課長

今後、調整を行うにあたり、本日いただいた意見を活かしていきたいと思う。

山田委員

言葉の表現について、大人が仕向けるのではなく、子どもが自らという表現をするとよいと考える。また、5番「家庭・地域との連携を強化し信頼される学校づくり」では主語を外しているようだが何故か。

教育指導課長

5番は教育プランに掲載されているものである。文言整理は検討する。

林委員長

幼保小中のキャリア教育の観点からも教育センターは幼保と共有を進めてほしい。また、文部科学省から発信している情報等も保護者へ提供し、理解できるよう働きかけして欲しい。

(協議事項 平成24年度鎌倉市学校教育指導の重点については、協議内容に同意された)

林委員長

以上で本日の日程は終了した。3月定例会を閉会する。